

(同上) 1 生活環境に係る環境要素

環境要素 の区分	調 査 手 法	
騒 音 「環境騒音」 ＝暗騒音 「特定騒音」 ＝騒音源が特定されるもの	1 調査内容 (1) 騒音の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 環境騒音 イ 特定騒音 (ア) 工場・事業場騒音 (イ) 自動車騒音 (ロ) 航空機騒音 (エ) 鉄道・軌道等騒音 (オ) 建設作業騒音 (カ) 発電設備騒音 (2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 規制等の状況 (ア) 騒音に係る環境基準、規制基準等 (イ) 周辺の土地利用 (ロ) その他 経済産業省主務省令第23条第1項に規定する別表を参照 ・別表6（水力） ・別表7（火力） ・別表9（地熱） ・別表10（風力）	2 調査方法 (1) 騒音の状況 札幌市等が実施する常時監視測定局等における測定資料及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合の方法は、項目に応じて次のとおりとする。 ア 環境騒音 騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）に定める方法又はその他の適切な方法。 イ 特定騒音 (ア) 工場・事業場騒音 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生・農林・通産・運輸省告示第1号）に定める方法又はその他の適切な方法 (イ) 自動車騒音 騒音に係る環境基準について定める方法又はその他の適切な方法 (ロ) 航空機騒音 航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第154号）に定める方法又はその他の適切な方法 (エ) 鉄道・軌道等騒音 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和50年環境庁告示第46号）、在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について（平成7年12月20日環大第174号）に定める方法又はその他の適切な方法 (オ) 建設作業騒音 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年建設省告示第1号）に定める方法又はその他の適切な方法。 (カ) 発電設備騒音 発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに環境保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成16年通商産業省令第54号）に定める方法又はその他の適切な方法。 (2) 自然的・社会的状況関係する法令及び資料調査による。 3 調査地域 対象事業の実施により騒音レベルが影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とし、地形、既存の発生源、住宅の密集度等を勘案して定める。 4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。 5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に騒音の状況を把握できる程度とする。

別表5 調査、予測及び評価の手法

1 生活環境に係る環境要素

環境要素 の区分	調 査 手 法	
低周波音 (超低周波音を含む)	1 調査内容 (1) 低周波音の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 低周波音の1 / 3 オクターブバンド音圧レベル イ G特性音圧レベル (2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 規制等の状況 イ 周辺の土地利用 ロ 交通状況等自動車交通量、車種構成、道路網構造及び事業場等の主要な発生源の分布等	2 調査方法 (1) 低周波音の状況 文献等既存資料を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合の方法は、次のとおりとする。 ア 低周波音の測定方法に関するマニュアル(平成12年10月環境庁大気保全局)に定める測定方法 イ 低周波音の測定にて記する特性を有する測定器及び周波数分析器を用い、JIS-Z8731に定める測定方法に準拠する。 (2) 自然的・社会的状況 既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。 3 調査地域 対象事業の実施により低周波音の影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とし、地盤条件、既存の発生源、住宅の密集度等を勘案して定める。 4 調査地点(一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合) 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。 5 調査期間及び時期 調査期間は、低周波音の状況を適切に把握し得る期間及び時間帯とする。 調査時間帯は、低周波音の発生が予想される時間帯とする。

別表5 調査、予測及び評価の手法

1 生活環境に係る環境要素

環境要素 の区分	調 査 手 法	
風車の影 (シャドーフリッカー)	1 調査内容 (1) 日照等の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 太陽の位置及び高度の状況 日出から日没までの太陽の位置及び高度の状況 イ 日照時間の状況 一日及び年間における日照時間の状況 ウ 風の状況 上空及び地表付近の風向き・風速の状況 エ 風車の影の出現状況 太陽の位置及び高度、日照時間、風速等の変化、施設の規模及び配置により発生する風車の影の出現状況 (2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 風車の影による影響に特に配慮すべき施設等 学校、病院、住宅、店舗、車道、横断歩道及びこれらに類する施設等 イ 地形 土地の高低、台地、崖地等の地形 ウ 周辺の土地利用 住宅地、商業地、農地、レクリエーション施設等の周辺の土地利用状況	2 調査方法 (1) 日照等の状況 ア 太陽の位置及び高度の状況 文献等既存資料を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合は、直近の地上気象観測指針（気象庁）に準拠する。 イ 日照時間の状況 文献等既存資料を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合は、直近の地上気象観測指針（気象庁）に準拠する。 ウ 風の状況 文献等既存資料を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地観測を行う場合は、上空風の調査に準じるものとする。 また、上空風の調査結果を基に地表付近の風環境を把握する場合は、風洞実験又は流体数値シミュレーションの方法による。 (2) 自然的・社会的状況 文献等既存資料を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 3 調査地域 対象事業の実施による風車の影が影響を及ぼすおそれのある範囲を含む地域とし、風車の形状及び規模並びに地域の状況等を勘案して定める。 4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合） 調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。 5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に風車の影の状況を把握できる程度とする。

別表5 調査、予測及び評価の手法

予 測 手 法	評 価 手 法
1 予測内容 太陽の位置及び高度、日照時間、風速等の変化により施設の規模及び配置により発生する風車の影の出現状況とする。 2 予測方法 対象事業の規模及び設置状況等を考慮して、シミュレーションによる方法等で等時間の日影線を描いた日影図を作成し、対象事業による風車の影が生じる範囲、時刻及び時間数等について定量的に把握できる方法による。 3 予測地域 対象事業の実施により風車の影の影響を受けるおそれのある地域とする。 4 予測地点（一定の地点に関する風害の状況の変化を重点的に把握することとする場合） 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、風車の影による環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。 5 予測時期 発電所の運転が定常状態となる次期及び風車の影に係る環境影響が最大になる時期とする。	1 風車の影による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法 2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、風車の影に係る基準又は目標が示されている場合にあつては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法